ホームページ　http://www.city.katsuragi.nara.jp/

まちの情報誌

# 広報 かつらぎ

葛城市キャラクター

蓮花ちゃん

2010
5
Vol.68

## Contents

市議会だより…… 2・3
まちのわだい…… 4・5
お知らせ…… 5～17
子育て / 健康増進課インフォメーション… 18・19
地域安全ニュース…… 20・21
人権…… 22・23
文化会館ニュース・図書館だより…… 24・25
情報…… 26・27

★ 人の動き ★　４月１日現在（前月比）

男：17,536 人　女：18,889 人
計：36,425 人（+43 人）
世帯数：13,015 戸（+45 戸）

# 市議会だより

第1回定例会が3月8日から3月24日までの会期で開催されました。

本定例会では、平成22年度一般会計予算案など多数の重要案件が審議され、23日から2日間にわたり、8名の議員が一般質問を行いました。

また、会期外にも、特別委員会等が開催され、所管事項について審議がされました。

**議会審議日程**

| | |
|---|---|
| 1月18日 | 尺土駅前広場整備事業特別委員会 |
| 26日 | 行財政改革特別委員会 |
| 2月5日 | 新クリーンセンター建設事業特別委員会 |
| 3月1日 | 議会運営委員会 |
| 4日 | 尺土駅前広場整備事業特別委員会 |
| 8日 | 本会議 |
| | 議会運営委員会 |
| 9日 | 総務文教常任委員会 |
| 10日 | 民生水道常任委員会 |
| 11日 | 都市産業常任委員会 |
| 12日 | 予算特別委員会 |
| 15日 | 予算特別委員会 |
| 16日 | 予算特別委員会 |
| 17日 | 予算特別委員会 |
| 19日 | 新クリーンセンター建設事業特別委員会 |
| 23日 | 本会議 |
| | 議会運営委員会 |
| 24日 | 本会議 |

## 議案の主な内容と審議結果

**【報告案件】**

**■葛城市土地開発公社の経営状況の報告について（報告のみ）**

平成22年度予算の報告を行うものです。

**【条例関係】**

**■葛城市認可地縁団体印鑑条例を制定することについて**

**全会一致により可決**

認可地縁団体の所有する不動産について、所有権の登記を行う際必要となる印鑑証明書を発行できるよう、認可地縁団体に係る印鑑登録および印鑑登録証明の事務手続きについて規定するため、本条例を制定するものです。

**■葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについて**

**全会一致により可決**

地方自治法および地方自治法施行令の一部改正により、長期継続契約の枠が拡大され、物品の借り入れ、或いは役務の提供を受ける契約で、「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約をしなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの」のうち、条例で定めるものについて複数年契約ができるようになりましたので、本市において入札および契約事務の効率化ならびにコストの削減が期待できるということから、本条例を制定するものです。

**■国営十津川紀の川二期事業費償還基金条例を制定することについて**

**全会一致により可決**

平成11年度から施工している「国営十津川紀の川二期事業」における負担金の償還が、平成26年度から始まりますので、計画的な財政支出を図るため、平成22年度から本基金への積立てを行うにあたり、本条例を制定するものです。

**■葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて**

**全会一致により可決**

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、本市の「はじかみ工業団地」が工場立地法の特例措置を実施する区域に指定されましたので、特定工場の緑地面積率と環境施設面積率の規制を緩和するため、本条例を制定するものです。

**■葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

附則に規定されている平成21年6月の期末手当に関する減額の特例措置を、本則に反映させるため本条例を改正するものです。

**■葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

前議案と同じく、附則に規定されている平成21年6月の期末手当に関する減額の特例措置を、本則に反映させるため本条例を改正するものです。

**■葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

本市の嘱託員に対し支払う報酬について、その上限月額を規定するにあたり、本条例を改正するもので、報酬月額を35万円以下と規定するものです。

**■葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

労働基準法の一部を改正する法律が、平成22年4月1日から施行されることに伴い本条例を改正するもので、1か月の時間外勤務が60時間を超えた職員には、その60時間を超えた全時間についての時間外勤務手当の支給に代えて、「時間外勤務代休時間」を与えることができる、という規定を設けるものです。

**■葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

常勤の特別職および議会議員と同じく、附則に規定した平成21年6月の期末手当に関する減額の特例措置を、本則に反映させるため本条例を改正するものです。また、労働基準法の一部改正に伴うものについては、1か月の時間外勤務が60時間を超える職員には、その60時間を超える勤務に対する時間外勤務手当を通常の時間外勤務手当に上乗せした額とするもので、通常100分の125を支払うところ60時間を超える分については

100分の150を支払うものです。

**■葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて**

**賛成多数により可決**

本市の事業系ごみ処理費用は10kgにつき200円程度かかっています。県下10市および近隣5町の事業系のごみ処理手数料については、調査の結果、半数以上の市町で本市より高くなっていることもあり、本条例の改正を行うもので、事業系ごみの処理手数料について、現行の10kgにつき「100円」を「150円」に改正するものです。平成22年6月1日からの施行ですが、特例措置として、本年6月1日から平成23年3月31日までの間は「130円」とするものです。

**■葛城市火災予防条例の一部を改正することについて**

**全会一致により可決**

総務省消防庁での「予防行政のあり方に関する検討会」において、平成21年6月に「個室ビデオ店等の防火安全対策についての報告書」がとりまとめられたことから、本条例の改正を行うもので、個室型店舗の遊興の用に供する個室に設けられた外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸を開放した場合に自動的に閉鎖するものを設置し、避難上支障がないようにしなければならないという内容の改正を行ったものです。

## 【予算関係】

**■平成21年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について**

**全会一致により可決**

3億4707万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億2812万5千円とするものです。

主な補正の内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、職員退職手当特別負担金の追加、国の2次補正予算で組まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る道路橋りょう維持費と道路新設改良費の追加、また、国の1次補正予算で組まれた地域活性化・公共投資臨時交付金、その他の国・県支出金等の額の確定による財源の調整等を行うものです。

**■平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について**

**全会一致により可決**

610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4352万円とするものです。

主な補正の内容は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費の追加および出産育児一時金の減額によるものです。

**■平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について**

**全会一致により可決**

保険事業勘定で、6461万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億2797万4千円とするものです。

主な補正の内容は、歳出では介護給付費の減額で、歳入では介護給付費負担金の国庫、県支出金、支払基金交付金などの減額です。

**■平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について**

**全会一致により可決**

6811万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億2433万6千円とするものです。

主な補正の内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額を行うものです。

**■平成21年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について**

**全会一致により可決**

292万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7808万8千円とするものです。

主な補正の内容は、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額を行うものです。

**■平成21年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について**

**全会一致により可決**

559万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4295万3千円とするものです。

主な補正の内容は、市営霊苑の公募に伴う使用料および積立金と霊苑整備基金利子収入が確定したことによるものです。

**■平成22年度葛城市各会計予算の議決について**

**全会一致により可決**

・老人保健特別会計予算
・下水道事業特別会計予算
・学校給食特別会計予算
・住宅新築資金等貸付金特別会計予算
・霊苑事業特別会計予算
・葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算
・水道事業会計予算

**賛成多数により可決**

・一般会計予算
・国民健康保険特別会計予算
・介護保険特別会計予算
・後期高齢者医療保険特別会計予算

## 【意見書】

次の意見書を可決し、内閣総理大臣他関係機関に送付いたしました。

**■核兵器廃絶と恒久平和の実現を求める意見書について**

◎詳しい内容につきましては、市ホームページ内の「葛城市議会」会議録でご覧いただけます。（なお、この議会の会議録は、6月頃に掲載の予定です。）

※本会議および委員会（一部除く）は傍聴することが出来ます。市民から選ばれた市議会議員の議会活動や市政の方針を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。

会議予定など詳しいことは、ホームページをご覧になるか、または**議会事務局**までお問い合わせください。

# まちのわだい

## 新大関把瑠都が来館

4月3日、市相撲館に新大関昇進を決めた把瑠都関（尾上部屋）が来られました。大関は、相撲の祖とされる當麻蹶速を祭る五輪塔（けはや塚）を参拝し、その後は場所を同館に移し撮影会や質問会で参加者と交流をしていただきました。

「ご飯は何杯食べますか」「身長は？」という問いに、「いっぱい」「朝は198㎝、夜は197㎝」などと得意のジョークを交えて回答し会場を沸かせていただきました。

## ご入学おめでとうございます

4月は入学式の季節。市内でも満開の桜が咲き誇る中、各幼稚園、小中学校、保育所（園）で入学式が行われました。

真新しい制服に身を包んだ新入生たちは元気いっぱいで校門をくぐりました。

忍海幼稚園のようす

當麻幼稚園のようす

## 桜まつり－西辻区－

4月4日、「第5回桜まつり」（西辻区主催）が西辻新池で行われ、葛城市マスコットキャラクター蓮花ちゃんも参加し会場は盛り上がっていました。

同地区では平成10年の台風被害跡地に桜を植樹、区民が団結して管理した結果、市外からも花見に来られるほどの桜に成長したことで同祭りが開催されることとなりました。

蓮花ちゃんは、抽選会のプレゼンターや撮影会に大忙し。

小浦素実ちゃんは、「蓮花ちゃんかわいい♥」と大喜び、辻仲隆典区長は、「蓮花ちゃんに盛り上げてもらい感謝しています。来年も来てください」と語っておられました。

## 葛城市自治功労者表彰

長年にわたり地方自治の進展に尽くされたその功績を讃え、次の方々に葛城市自治功労者として市から表彰状と徽章が贈られました。

今後も自治振興の更なる発展を図るため、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

石井　文司　氏（新庄）
高井　悦子　氏（木戸）
亀井　一二三　氏（笛堂）
野志　昭　氏（木戸）
岡島　辰雄　氏（疋田）

## 全国大会ベスト8！

### 「葛城ジュニア」スポーツ少年団 女子バレーボール部

3月26日～29日に広島県立総合体育館で行われた第7回全国スポーツ少年団交流大会において、葛城ジュニアスポーツ少年団女子バレーボール部が、ベスト8の成績をおさめ敢闘賞を受賞しました。

## 葛城市善行者表彰

このたび、公益のため市に多額の私財等を寄附された次の方に本市から表彰状が贈られました。

宗教法人　ほんみち　様

## 東塔西塔初層開扉

當麻寺の東塔西塔が5月20日から6月20日までの間、特別開扉されます。

同塔は奈良時代に建立され、わが国で唯一創建時当初の姿を今に伝える三重塔であり、両塔ともに国宝に指定されています。

東西両塔の初層が、創建以来初めて揃って開扉されます。費用は無料で、時間は午前10時から午後4時までとなっています。

お知らせ

# 国民健康保険から人間ドックのご案内

## 検査費の７割を助成します！

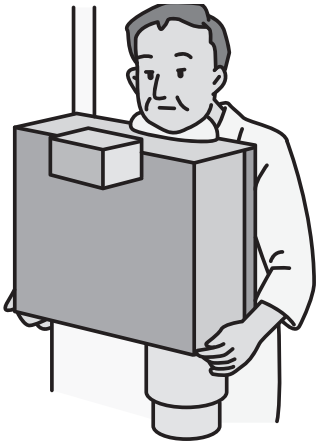

国民健康保険では、人間ドックを受診される方に対して助成を行います。
是非、この機会にご活用ください。

**申込先**　保　険　課

**受付期間**　平成22年5月6日～平成23年2月28日　（閉庁日を除く。）
・午前9時～正午　・午後1時～午後3時30分

**資格**　**下記の３点を全て満たしている方が資格のある方です。**
**※受診日に国民健康保険の資格を喪失されている方は、受診できません。**
●申請日において、満３５歳以上の方
●申請日において、引き続き１年以上、本市の被保険者である方
●申請日において、前年度分までの国民健康保険税を完納している世帯に属する方

**持参するもの**　国民健康保険被保険者証・印鑑・特定健康診査受診券および質問票（対象者のみ）

**受診期間**　平成22年5月～平成23年3月末

**検査機関**　下記のどちらかで受診していただきます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ◆奈良県健康づくり財団 | 田原本町宮古404-7 | 個人負担額 | 11,220円 |
| ◆葛城メディカルセンター | 大和高田市西町1-45 | 個人負担額 | 11,025円 |

※葛城メディカルで胃カメラを受診される場合は、別途費用がかかります。
※胃カメラ時における生検費用については、別途費用がかかります。
※女性の方で、婦人科検診を受診される場合は、別途費用がかかります。
※申込み時に予約をお取りしますが、希望日に添えないこともありますので、受診希望日を複数考えた上で申込みをしてください。
※特定健康診査の受診対象者で人間ドックを受診される場合は、申請時に必ず特定健康診査の受診券および質問票を提出してください。
※平成22年度において、既に特定健康診査を受診された方は人間ドックの助成を受けることはできません。また、人間ドックの助成を受けられた方については、特定健康診査を受診することはできません。

**主な検査項目**

●内科診察　●身体測定　●生活食事調査　●便検査　●尿検査　●末梢血検査　●血液生化学　●免疫血清
●腹部超音波　●胸部Ｘ線　●胃透視または胃カメラ　●肺機能　●視力検査　●眼底・眼圧　●聴力検査
●安静心電図　●総合指導

◎詳しくは、**保険課国民健康保険係**まで

# 国民年金の加入手続きと保険料納付をお忘れなく！

## ～ 会社などを退職された方へ ～

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、公的年金に加入することになっています。

60歳未満で厚生年金や共済組合をやめた方は、**14日以内に住所地の市町村役場の国民年金担当窓口**で、国民年金に加入の手続きをして、国民年金保険料を納めていただくことになります。

なお、あなたに扶養されている配偶者がいれば、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。

### 保険料の納付は？

加入手続き後、日本年金機構から送付される国民年金保険料納付案内書により、毎月の保険料を**翌月末までに**ご自分で納めることになります。

**【納める場所】**

全国の**金融機関・郵便局**の窓口のほか**コンビニエンスストア**でも納めることができます。

また、**口座振替**（申し込みが必要）、**インターネット**（パソコン・携帯電話）や**クレジットカード**（申し込みが必要）を利用する方法で納めることもできます。

※保険料納付は、**口座振替**をご利用されると**割引があり**、たいへん便利でお得です。

### 保険料納付が困難な場合は？

○保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請（所得審査があります）によって保険料納付が免除される制度があります。**（保険料免除制度）**

※退職（失業）による特例免除制度もあります。

○30歳未満の方には**「若年者納付猶予制度」**があります。

○学生の方には、**「学生納付特例制度」**があります。

**※申請は住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で行えます。**

**【ご注意】**

保険料を未加入・未納のまま放置すると、障害を負った時の障害年金や死亡時の遺族年金を受けることができなくなったり、老後の老齢年金についても受けることができなくなったりする場合があります。

### 忘れずに加入の届出および申請をしましょう！

◎詳しくは、**市民窓口課**または**大和高田年金事務所**☎（22）3531まで

# 小児医療費助成のご案内

**入院、歯科診療が福祉医療費助成の対象となります。**

**●対象となる方**

義務教育における小学校の学齢にある方。

（他の福祉医療制度に該当されている方を除きます。）

**●対象となる医療費**

平成21年4月以降に受診された入院および歯科診療（歯科に係る調剤を含む（以下「歯科調剤」）の保険診療に係る医療費が対象です。

**●助成額**

対象となる医療費で負担される額（3割負担分）から定額の一部負担金を控除した額です。

また、対象となる医療費に公費医療による給付がある場合や健康保険の高額療養費に該当する場合は、それらの給付を控除した額から定額の一部負担金を控除します。

**●定額の一部負担金**

**入院　…　1、000円／月**

（2週間未満の場合は500円）

**歯科外来　…　500円／月**

（歯科調剤は0円／月）

**●支給方法**

市役所保険課窓口への申請による償還方式となりますので、受診された医療機関ごとに1か月単位で1枚の「小児医療費助成金交付請求書」に必要事項を記入し、領収書を添付して請求してください。後日、請求書等の内容を確認し助成金を支給します。

**通常、毎月5日までの請求分を当月の25日（25日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日）に支払います。**

**また、助成額明細を記載した支払通知書は、3か月に1回（4・7・10・1月下旬）、直前3か月の支給分をまとめて記載し送付します。（例：5・6・7月支給分→7月下旬に送付）**

◎お問い合わせは**保険課**まで

# 子ども手当について

**「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。**

**★申請手続**

子ども手当の支給を受けるためには、申請が必要です。ただし、平成22年3月まで児童手当を受給されていた方については、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として中学2年生と中学3年生）がいない場合は、申請が免除されており、新たな申請を行わなくても子ども手当の支給を受けることができます。

**※下記により申請が必要かどうか確認してください。**

**※公務員の方については、勤務先にお問い合わせください。**

**★申請に必要な書類**

◎健康保険被保険者証の写し（請求者本人のもの）

◎請求者の預金口座

◎この他、必要に応じて提出する書類があります。

**★申請は、平成22年9月30日まで（土・日、祝日は除く。）にお願いします。**

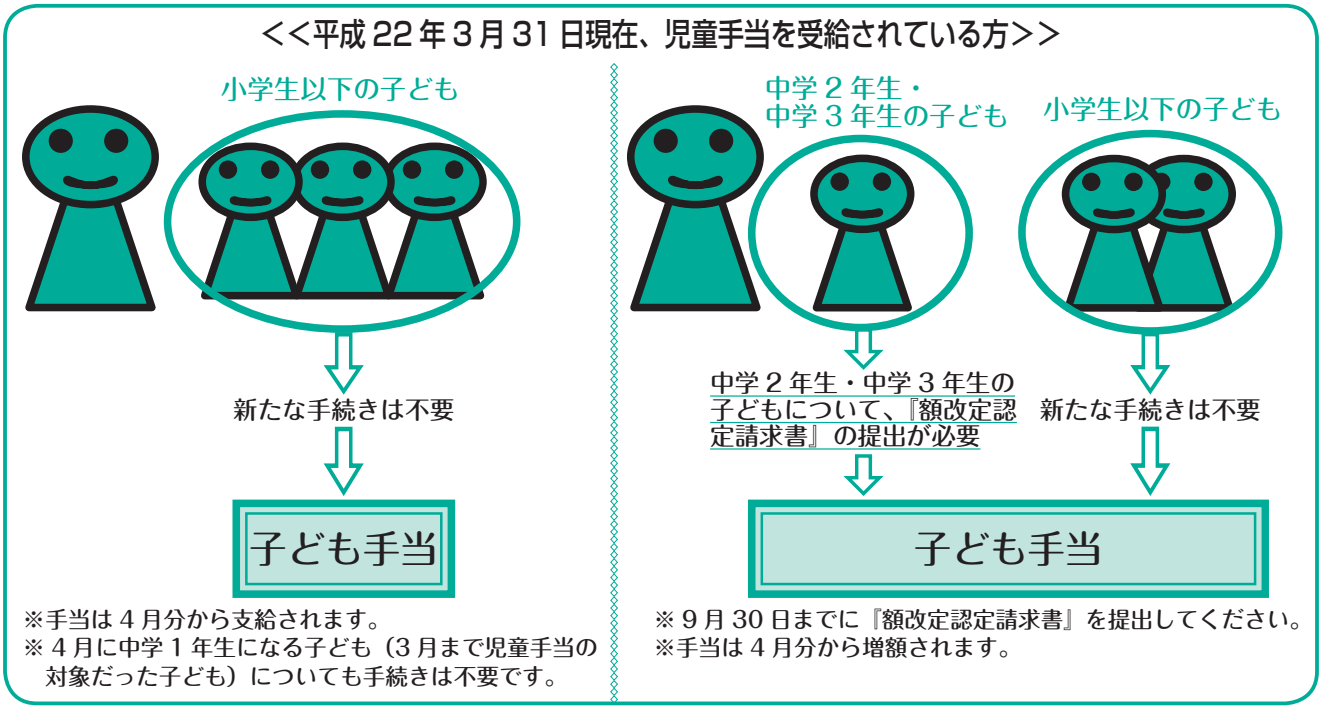


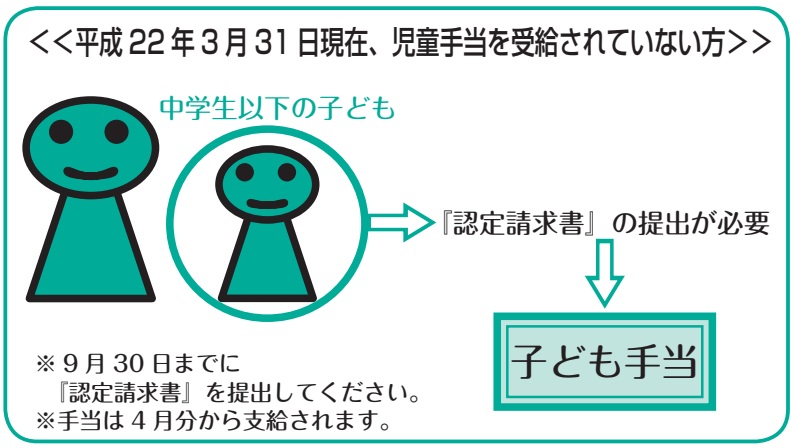


**なお、9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。**

## 子どもが生まれた方

子どもが生まれたときは、『認定請求書』（すでに子ども手当を受給している場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。

原則として、請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

**※この場合、申請猶予期間（平成22年9月30日まで）の対象ではありませんので、お早めの申請をお願いします。**

# 現況届について

子ども手当を受給されている方は、6月中に**【子ども手当現況届】**の提出が必要となります。

この届は、6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象となる方には、後日現況届の用紙を送付させていただきます。

なお、この届の提出がないと、引き続き受給資格があっても、6月以降の手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。

**※子ども手当の新規対象者の方で、子ども手当の申請をされた場合は、平成22年度に限り、現況届の提出は不要になります。**

◎詳しくは、子育て福祉課まで

## 事業系一般廃棄物の処理手数料が改定されます。

平成22年3月議会におきまして、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正され、平成22年6月1日より**10kgあたり100円から130円**に改定されます。また平成23年4月1日からは、10kgあたり130円から150円に改定されます。

**事業系ごみ　適正化していますか？**

事業系ごみは、事業者が責任を持って適性に処理しなければならないと、法律で定められています。

**事業系のごみとは？**

一般家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じたごみの事を事業系ごみといいます。（一般家庭での内職も事業活動です）

事業系ごみはさらに、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。

**事業系ごみの処理**

事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系ごみ（産業廃棄物を除く）を自らの責任において適性に処理できない場合は、市の分別方法に従って、事業者自身で事業所のある地区のクリーンセンターに持ち込むか、市が許可した事業系一般廃棄物収集運搬業者（広報4月号に掲載）に委託してください。ただし、事業者自身で持ち込む場合であっても、一般廃棄物処理手数料が必要です。

**分別収集とごみの減量化のお願い**

地球温暖化等の環境問題が取りざたされている現在、市といたしましても、焼却量を減らし、二酸化炭素の排出を抑制していかなければなりません。そのためにも市民・事業者の皆さまの分別収集の徹底ならびにごみの減量化にご協力をお願いします。

◎詳しくは、**環境課**まで

## 5月は平成22年度軽自動車税の納付月です！

納税通知書は5月11日頃に送付します。（納税通知書が5月17日頃を過ぎてもお手元に届かない場合は、税務課までご連絡ください。）

軽自動車税は5月（全期）のみです。納付期限は**5月31日（月）**です。

口座振替納税をご利用の方は上記納付期限日に指定の口座から振替します。前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

**安全で便利な口座振替制度をご利用ください！**

口座振替をご利用になると、納付のために金融機関などへお出かけいただく必要がなくなります。また、うっかり納期限を忘れてしまうという心配もなくなります。

申込み手続きは、市指定の金融機関および郵便局でできます。申し込み日は、納期限の1か月前までにお願いします。

◎詳しくは**収納促進課**または**税務課**までお問い合わせください。

## 軽自動車税の減免について

軽自動車の所有（使用）者・運転者の障害の程度や使用目的について、一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税が減免されます。

**申請期限**：平成22年5月24日（月）まで
**申請場所**：税務課（新庄庁舎・當麻庁舎）
**用意する物**：身体障害者手帳・療育手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、平成22年度軽自動車税納税通知書

※前年に減免を受けていても、平成22年度も申請をされませんと減免は受けられません。

※自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

※申請期限後に減免申請はできませんので、必ず期限内に申請してください。

## 平成21年分所得証明書の発行について

平成21年分の所得に関する証明書（所得、課税、非課税証明書等）は左記の日付からの発行を予定しています。

| 徴収区分 | 発行予定日 |
|---|---|
| 市県民税を勤務先の給料等より引き落としされている方 | 平成22年5月10日（月） |
| 市県民税を右記以外の方法で納付されている方 | 平成22年6月1日（火） |

**※確定申告または市県民税申告をされていない方や事業所から給与支払報告書が市役所へ未提出の方、納税義務者の扶養者になっていない方等、所得に関する内容について当市が把握出来ない方につきましては、所得に関する証明ができません。平成21年中に収入が無い方でも、収入が無い旨の申告をしていただきますようお願いいたします。**

## 65歳未満の公的年金受給者の方へ

広報4月号に個人住民税の年金からの引き落とし（年金特別徴収）についてお知らせしましたが、平成22年度税制改正に伴い、取り扱いが一部変更になりますので改めてお知らせします。

**今回の改正で取り扱いが変わる方**

65歳未満（平成22年4月1日現在）の方で給与と年金の両方の所得があり、住民税が給与から引き落とし（給与特別徴収）の方

**変更点**

平成21年度の年金所得にかかる住民税は、給与所得にかかる住民税がある方でも給与から引き落としが出来ず、ご自身で納付して頂きましたが、この度の税制改正により原則として年金所得にかかる住民税が給与所得にかかる住民税と一緒に給与から引き落としすることになりました。

※65歳以上の方については、取り扱いに変更がありません。年金所得にかかる住民税は給与から住民税を引き落としされている方でも年金からの引き落としまたは納付書、口座振替での納付になりますのでご理解いただきますようお願いします。

◎詳しくは、**税務課**まで

# 蓮花ちゃん寄附者へ贈呈する葛城市特産品にご応募してください。

**葛城市の特産品を提案いただける協賛企業を募集しています。**

蓮花ちゃん寄附（ふるさと応援寄附）により葛城市へ1万円以上の寄附をされた市外の方に、地元企業や業者が生産した地元特産品を「葛城市特産品」として贈呈することになりました。

「葛城市特産品」として、5千円または1万円相当の地元特産品を提案いただける協賛企業・業者を募集しますので、ぜひ、ご応募ください。

「葛城市特産品」として採用されますと「ふるさと応援寄附」案内パンフレットへの掲載や市ホームページ等でのPRを行います。

## 事業概要について

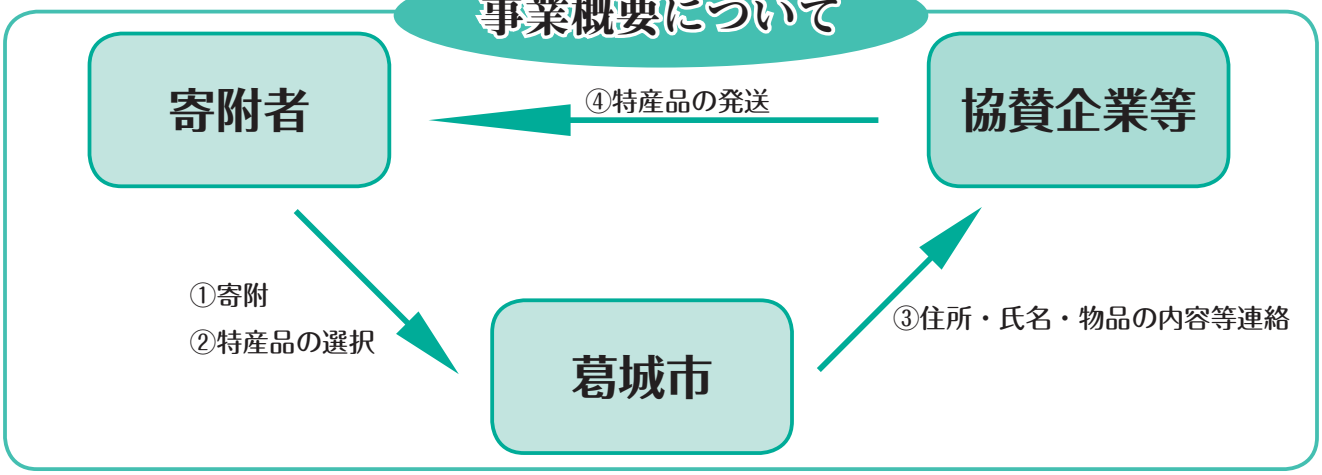

**★協賛企業の申し込み要件**

市内に事業所がある法人や個人業者などで、5千円または1万円相当（送料代別）の一定期間保存が可能な特産品の提案ができること。

**★協賛企業のメリット**

特産品の代金は、葛城市が負担します。送料は、協賛企業が負担していただきます。

県内外の方に市のホームページやパンフレット等を通じて、企業名、商品名等をPRでき、商品発送時に企業PRチラシを同封することができます。

**★応募方法**

ご提案いただける特産品の商品名、写真と簡単な商品説明を添えて葛城市税務課へご応募ください。

**★募集期限**

平成22年5月末

**★選考等**

「ふるさと特産品」の選考は葛城市で行い、応募者には連絡します。

事業実施時期は、平成22年9月から予定しています。

※「蓮花ちゃん寄附」（ふるさと応援寄附）とは、葛城市を応援したいという気持ちで寄附された場合、住民税などから控除を受けることのできる制度で、「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展に貢献したい」という気持ちをかたちにしようとするものです。葛城市では、「蓮花ちゃん寄附」と呼んでいます。

◎詳しくは**税務課**まで
☎（69）3001
FAX（69）6456

# 私たちは、この街の民生委員・児童委員です

（敬称略）

| 氏名 | 担当地域 |
|---|---|
| 板橋　重子 | 新庄（住吉・本町・東町） |
| 藤井　久美子 | 新庄（桑之町・戎町） |
| 田中　寛子 | 新庄（宮前・屋敷町）・大屋 |
| 辻本　淳子 | 葛木・南藤井 |
| 山本　孝子 | 寺口 |
| 杉村　惠子 | 中戸 |
| 仲田　德美 | 辨之庄 |
| 吉村　慶 | 疋田（本郷）北 |
| 土庫　裕子 | 疋田（本郷）南 |
| 岩村　浩子 | 疋田（東和苑）北 |
| 鵜山　保治 | 疋田（東和苑）南 |
| 城下　彦彌 | 疋田（フルール） |
| 小柴　佐知子 | 北道穂・南道穂（北） |
| 柗本　美知子 | 南道穂 |
| 萩　恭子 | 西室・東室 |
| 吉岡　義幸 | 柿本 |
| 川村　貴久子 | 笛堂 |
| 和田　小夜子 | 北花内（本郷1地区） |
| 中島　章祐 | 北花内（本郷2地区） |
| 藏堀　滋子 | 北花内（三才地区） |
| 堀内　普子 | 北花内（近鉄地区） |
| 吉川　正利 | 北花内（JR・出花内地区） |
| 生嶌　妙子 | 忍海北 |
| 森川　啓二 | 忍海南 |
| 安川　美鈴 | 薑・新村 |
| 花内　貴美子 | 新町・南新町 |
| 堀内　久子 | 南花内・花内台 |
| 巽　滋保 | 西辻・脇田 |
| 幸田　純永 | 林堂・山田 |
| 松田　卓己 | 平岡・山口・梅室・笛吹 |

| 氏名 | 担当地域 |
|---|---|
| 松村　佐世子 | 南今市 |
| 長谷川　眞利子 | 太田 |
| 伏見　柳作 | 兵家 |
| 綾織　加容子 | 兵家 |
| 池田　博子 | 竹内 |
| 仲田　正德 | 竹内 |
| 松本　憲子 | 長尾 |
| 足高　和子 | 長尾 |
| 大村　隆彦 | 長尾 |
| 野志　とよ子 | 木戸 |
| 増田　文康 | 尺土 |
| 筒井　壽子 | 尺土 |
| 原　晴美 | 尺土 |
| 梅田　敬子 | 八川 |
| 鍋谷　幸洋 | 八川 |
| 藤本　尚子 | 八川 |
| 多根　京子 | 大畑 |
| 山本　弘一 | 當麻 |
| 奥田　善啓 | 當麻 |
| 正田　壽子 | 當麻 |
| 石田　千世子 | 勝根 |
| 山下　千津子 | 今在家 |
| 下村　友子 | 染野 |
| 山本　信代 | 新在家 |
| 澤　裕嬉子 | 加守 |
| 岡本　聖子 | 加守 |
| 杉本　勝也 | 主任児童委員（新庄地区） |
| 神谷　哲雄 | 主任児童委員（新庄地区） |
| 山本　栄子 | 主任児童委員（當麻地区） |
| 枚岡　厚子 | 主任児童委員（當麻地区） |

## 民生委員は、地域の皆さんが困ったときの相談・支援者です。

近年の急激な高齢化のなか、ひとり暮らしの高齢者や介護を必要とする方、核家族化が進み子育ての悩みや児童虐待などの問題を抱えている家庭が増えています。また、心身に障害があり自分の力だけでは日常生活を送ることが難しい方もおられます。

私たち民生委員・児童委員は、このような方々の生活上の悩みの相談に応じ、また行政機関・社会福祉団体との橋渡しや調整をしたり、地域とともに自立した生活を送ることができるよう必要な支援を行う地域福祉の推進者です。なお、そのためにも常日頃から研修を重ね福祉制度の勉強をしています。

福祉の制度が利用したいけれども誰に相談してよいかわからない場合、お気軽に皆さんの地域の担当民生委員・児童委員にご相談ください。なお、お住まいの地域担当委員や連絡先につきましては**社会福祉課**にお問い合わせください。

皆さんの相談内容や調査の上で知り得た内容は、守秘義務がありますので安心してご相談ください。

その他にも、心配ごと相談業務や敬老年金・まごころ弁当をお配りし、常に高齢者とのコミュニケーションを大切にしています。

## 主任児童委員の役割をご存じですか？

主任児童委員は、児童問題を担当し子どもの生活全般にわたり支援を行うもので、地域の民生児童委員と連携しながら、その専門性を生かし、児童委員活動の一層の充実を図るよう努力しています。

子どもに関する問題は、ひとりで悩んでいると悪い方向へ考えてしまう場合があります。思い切って相談すれば、自分では考えつかなかった解決の糸口が見つかるかもしれません。

## 5月12日は民生委員・児童委員の日です。

葛城市には、56名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員が厚生労働大臣より委嘱され、活動を行っています。

毎年5月12日～18日は活動強化週間で、地域の皆さんに民生委員・児童委員を知ってもらい、皆さんとともに福祉のまちづくりを進めていけるよう願って、啓発運動を実施していきます。

◎詳しくは、**社会福祉課**まで

# 住宅手当緊急特別措置事業が緩和されます

このたび離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅手当が平成21年10月より開始され6か月間を限度として支給されていましたが、一部緩和されることとなりました。

## 支給対象者

●平成19年10月1日以降に離職した方
●離職前に、主たる生計維持者であったこと。
●就労能力および常用就職の意欲があり、ハローワークへの求職申込みを行なっている方または行なう方。
●賃貸している住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方。
●申請日の属する月における申請者および申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が次の表に定める収入基準額であること。

| 区分 | 金額（月収入） |
|---|---|
| 単身世帯 | 8万4千円に家賃額を加算した額未満 |
| 二人世帯 | 17万2千円以内 |
| 三人以上世帯 | 17万2千円に家賃額を加算した額未満 |

支給期間は6か月間を限度としますが、週1回以上、求人先へ応募を行っていた、または面接を受けるなど就職活動を誠実に継続していた場合には、さらに3か月間を限度に支給期間を延長することが出来ます。

◎これ以外にも、受給資格要件等があり、受給資格要件の全てに該当する必要がありますので詳細については**社会福祉課保護係**までお問い合わせください。

# ご意見箱を設置します

平成22年5月より新庄庁舎および當麻庁舎1階にご意見箱を設置いたします。

市民皆さまのご意見・ご質問を今後の葛城市の事業運営等の参考にするため、皆さまの率直な意見をお聞かせください。

●備え付けのご意見記入用紙をご利用ください。
●内容等についてお問い合わせさせていただくことがありますので住所、お名前、電話番号を必ずご記入ください。
●お寄せいただいたご意見は、個人が特定できないように編集した上で、要旨をご紹介させていただく場合があります。
●個人情報については、適正に管理を行い、右記の場合を除き、他の目的に利用することはありません。
●国、県に関することなど、市から直接回答できないものについては、関係機関をご案内させていただく場合があります。
●特定の個人や団体を誹謗・中傷するもの、企業などの営業活動、政治、宗教等に関するもの、アンケート等はお受けできません。なお、差し出し人を偽ってのお問い合わせには返答いたしかねます。
●市民皆さまのご意見ご質問は、その内容により各担当課長に送付し、回答が必要な場合は担当課より後日回答いたします。

◎詳しくは、**企画政策課**まで

# 市営住宅入居者の募集について

| 住宅名 | 家賃 | 受付期間 | 見学会 |
|---|---|---|---|
| 八川住宅（3DK／2階建／1戸） | 2万100円～2万9900円の間 | 5月10日（月）～5月21日（金）の間 | 5月13日（木）午前9時30分～11時30分 |

**募集内容**　八川住宅（1戸）
**受付期間**　5月10日（月）～21日（金）建設課（新庄庁舎）まで午前9時～午後4時まで（土日を除く）
**申込書**　建設課（新庄庁舎）・農林課（當麻庁舎）で配布しています。
なお、受付は、建設課（新庄庁舎）のみとなります。
**入居資格**　【葛城市市営住宅条例による条件を満たす方】
●現在、住宅に困っている方（※持ち家のある方は不可）
●基準月収が15万8千円以下の方
●平成22年4月20日において3か月以上、市内に住所または、勤務場所を有する方
●国税および市税、水道料金等に滞納のない方

## 注意

●入居に伴う保証人は、市内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する方とします。
●敷金は家賃の3か月分とします。家賃・敷金以外にも駐車場料金・共益費・自治会費が必要となる場合があります。
●犬、猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑になり、入居者間のトラブルの原因になりますので、犬・猫などの動物は飼わないでください。
●家賃は入居家族全員の収入合計で計算します。
●現地見学を希望される方は、建設課まで申し出てください。
●市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員は、市営住宅に申し込むことはできません。

◎入居資格等、詳しくは**建設課**までお問い合わせください。

# 「まちの達人さん」大募集！

## ー葛城市生涯学習人材バンクー

◆「まちの達人さん」の目的とは？

この事業は、豊かな知識・体験・技能などをお持ちの方々に、ボランティア活動として学校教育や社会教育のお手伝いをいただき、本市教育のより一層の振興を図ろうとするものです。

そして、健康で生きがいのある明るく住みよいまちづくりに役立つことを目的とします。

### 1：登録内容

**(1)学校教育支援ボランティア**

**①体験学習支援**

昔の遊びの紹介など、豊かな体験・知識・技能を活かしての授業支援

**②スポーツ指導支援**

中学校の部活動の技術指導支援

**③学校安全支援**

児童の登下校・校内外巡視など

**(2)社会教育支援ボランティア**

自主的に活動している市内の団体やグループ、サークルなどの学習活動の支援（歴史・文学・会話・料理・スポーツ・舞踊・文芸・手芸など）

### 2：登録方法

市内在住・在勤の方で登録を希望の方は、「生涯学習人材バンク登録申込書」（當麻庁舎生涯学習課備付）に必要事項をご記入のうえ、葛城市教育委員会事務局生涯学習課まで提出してください。

### 3：その他

(1)生涯学習人材バンク「まちの達人さん」に登録された方を、葛城市教育委員会管轄の学校・社会教育施設などに紹介し、その要請に応じて活動していただきます。

ただし、登録して頂いてもすぐに活動できない場合もありますので、ご了承ください。

(2)次の事項に該当する場合は、登録できません。

・営利を目的とすること。

・特定の政党等の利害に関する事業を目的とすること。

・公私の選挙に関し、特定の政党および候補者を支援することを目的とすること。

(3)受付は、平成22年5月6日（木）から5月28日（金）まで行います。

◎お問い合わせは**生涯学習課**まで

☎（48）2811

# 募集します！葛城市市民活動事業

市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加し、魅力あるまちを実現するための活動を行っている団体、または、これから活動される団体に対し、その活動の経費の一部を支援する制度を開始します。多数の応募お待ちしています。

### ★募集期間

5月10日（月）から6月11日（金）まで

### ★対象となる事業

①市が設定したテーマに対し市民活動団体から提案いただく事業

本年度の市が設定するテーマは次のとおりです。

(1)子育て支援に関する事業

(2)環境保全・創出に関する事業

(3)安心・安全なまちづくりに関する事業

②市民活動団体が自由なテーマで提案いただく、地域の特性を生かしたまちづくり活動や、創意工夫がみられるまちづくり活動の事業

### ※注意事項

●1団体につき、1事業の応募とします。

●原則、応募された年度内に実施・完了する事業とします

●すでに、市や他団体等から補助金を受けておられる事業は対象となりません。

### ★対象団体

①構成員数が3名以上で、市内に在住・在勤または在学する方を主たる構成員としている団体。ただし政治・宗教・営利活動目的の団体は対象となりません。

②特定非営利活動法人

### ★補助金の交付

補助対象経費について20万円を限度として助成します。なお、助成金は事業完了後に交付します。

### ★申請書・申込み等

申請書および募集要項の配布、また申込みの受付は企画政策課（新庄庁舎3階）にて行っております。なお、申請書および募集要項は市ホームページにも掲載しております。

### ★事業の決定

皆さんから応募いただいた事業企画につきましては、審査委員会にて、書類による1次審査（6月中旬予定）、プレゼンテーションによる2次審査（7月上旬予定）を経て採択する事業を決定します。

なお、審査は、「社会貢献度」「発展性」「計画性」「経費適正」などの基準を総合的に考慮して行います。

◎詳しくは、**企画政策課**まで

# 葛城市の《教育合い言葉》をつくりました!!

葛城市立幼稚園・小・中学校では、この度、次のような《教育合い言葉》をつくりました。子ども達、教職員、保護者が一体となって《合い言葉》の実現を目指し、日々の活動に取り組みんでまいります。地域の皆さまにおかれましても、学校・幼稚園の取組にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 【中学校の合い言葉】

**交わす挨拶**
**弛まぬ学び**
**体鍛えて**
**夢実現**

**●交わす挨拶**

きまりやマナーを守らないと言われる現代の子ども達、それを改善する第一歩が挨拶です。しっかりと挨拶を交わすとともに、ふだんからコミュニケーションに努め、厳しく、そして温かく子ども達に接してください。

**●弛まぬ学び**

読書で養った豊かな心や考える力を、学習につなげましょう。学力は1日にして養われるものでなく、また、学校の授業だけでは不十分です。日々の粘り強い家庭学習を促してください。

**●体鍛えて**

夢の実現には、健やかな心身が何よりも大切です。成長期を迎える中学校時代に体を存分に鍛えなければ、生涯の土台を築くことはできません。ご家庭、地域でも、子ども達の運動を是非お勧めください。

## 【幼稚園・小学校の合い言葉】

**読書**
**あいさつ**
**忘れず運動**

**●読書**

読書は、子ども達の豊かな心や考える力を育て、将来の学習の大切な基礎となります。読書を促すとともに、読書に自然と向かう雰囲気をつくり、読書習慣を身に付けさせましょう。

**●あいさつ**

元気なあいさつは社会生活の基本であり、広く人間関係を結ぶかけがえのない手段です。大人も進んであいさつや言葉かけをしましょう。その上で、叱るべきところはしっかりと叱り、褒めるべきところは十分褒める、その積み重ねが子どもたちを正しく導きます。

**●忘れず運動**

心身の健やかな成長のため、体力･運動能力の向上･増進は欠かせません。市内各学校では一校一運動を進め、毎日忘れず体を鍛える取組を展開しています。ご家庭、地域でも、様々な機会をご用意ください。

## シリーズ 葛城っ子スペシャル・ショット

### 大きくはばたけ、ピカピカの一年生!

磐城小学校

4月7日、小雨を受けて校庭の桜が咲き誇る中、今年度は100名の新入生を迎えました。

翌日から、大きなランドセルを背負い、少し緊張気味に、ピカピカの1年生が登校し始めました。1週間あまり経つと学校生活にも少し慣れてきたようで、教室や運動場で元気な姿が見られるようになってきました。

14日からは給食が始まり、本格的な学校生活のスタートです。6年生に手伝ってもらいながら、自教室の掃除も始まりました。

心身とも健やかに成長してくれることを期待しています。

# もどる水

## 新　庄　地　区

····現在供用開始している区域
····今年供用開始された区域

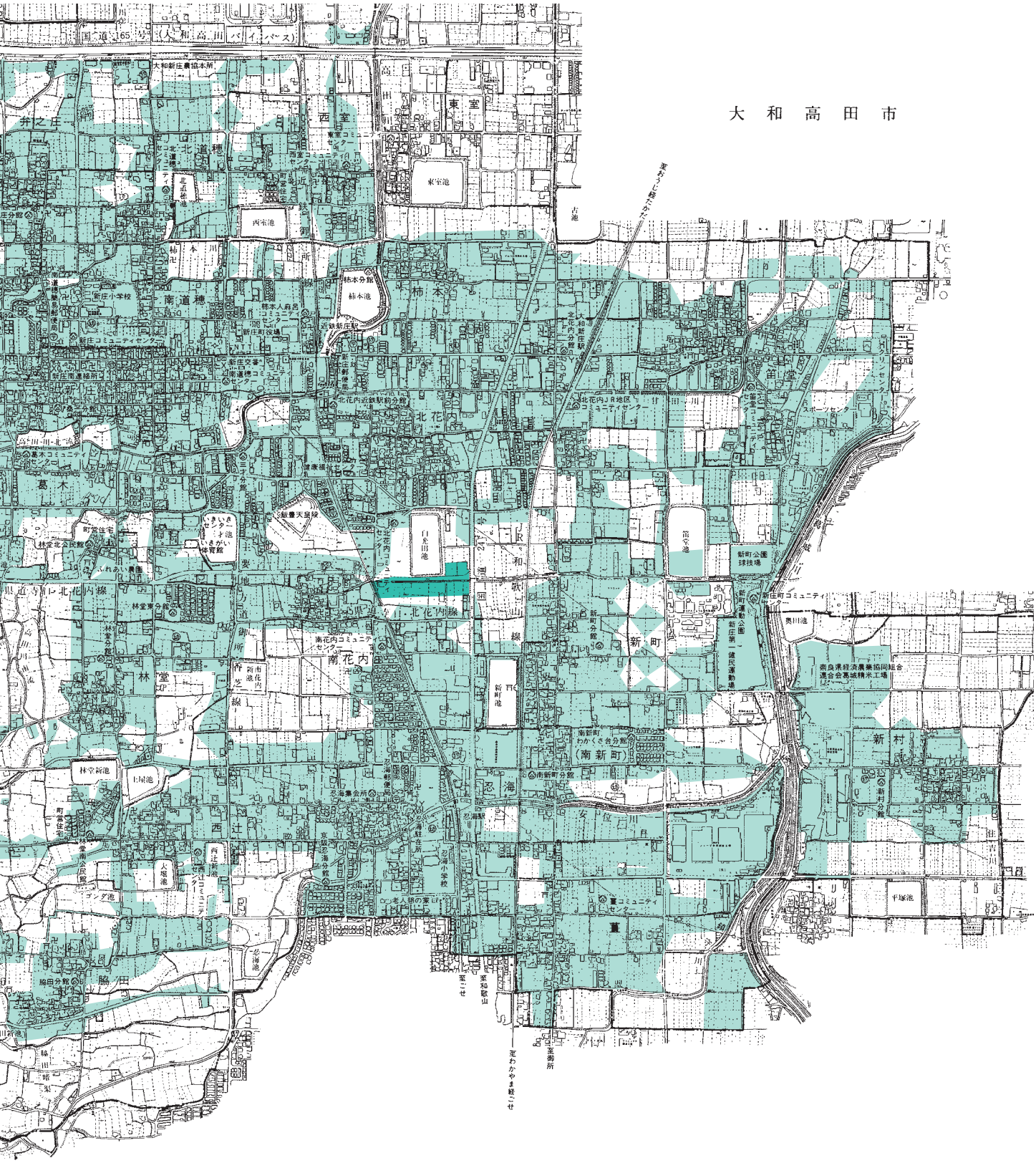

# 下水道 いつか私に

平成21年度の工事が完了したことにより5月1日から新しく地図に示された区域で、公共下水道を利用していただけるようになりました。

快適な生活環境、きれいな水、豊かな自然を守る第一歩として、一日も早く公共下水道を利用していただきますよう、よろしくお願いします。

各ご家庭が供用開始公示後3年以内に公共下水道に接続工事を行われた場合に助成金制度が適用されます。ただし、新築・会社・その他の法人等は対象となりません。詳しくは**下水道課**までお問い合わせください。

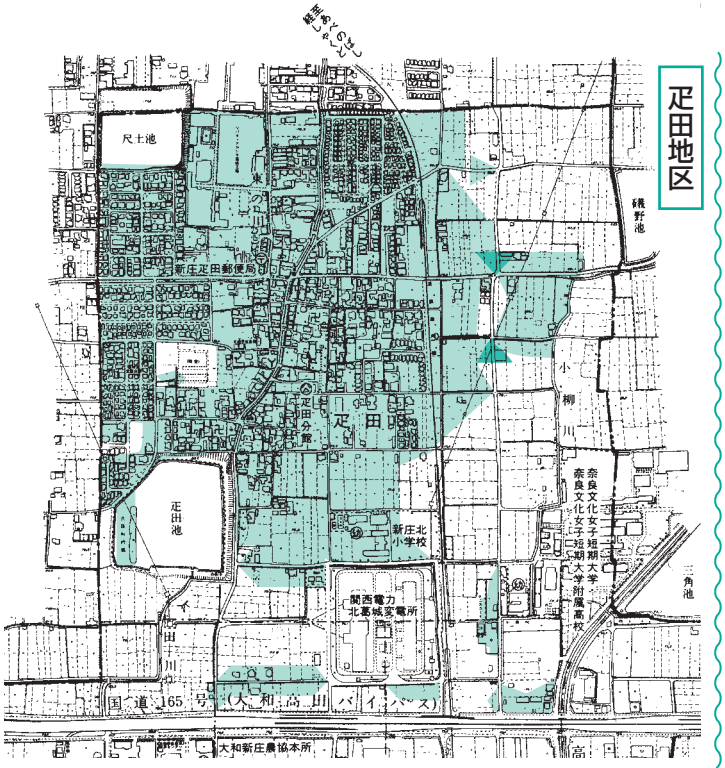


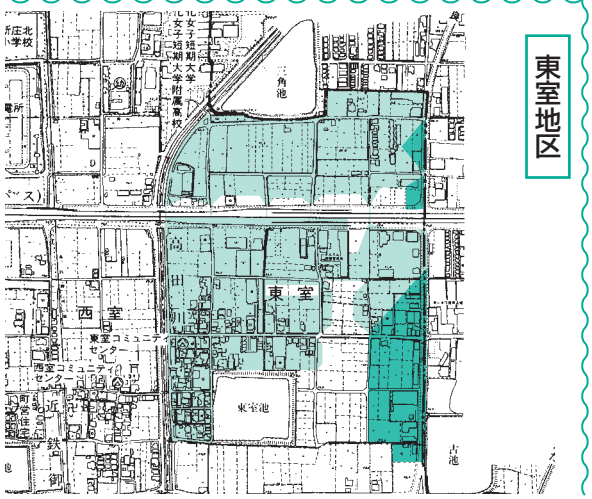


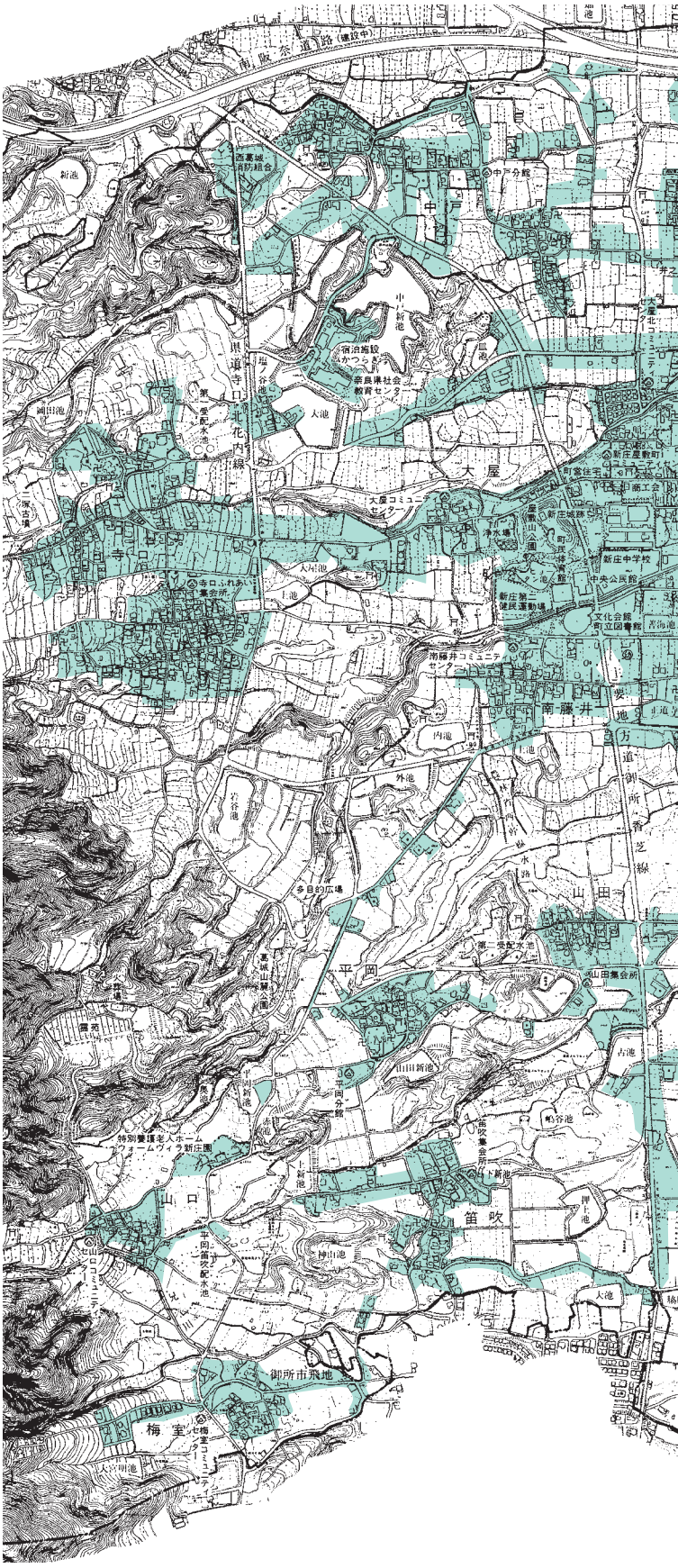

# 下水道 いつか私に もどる水

## 當麻地区

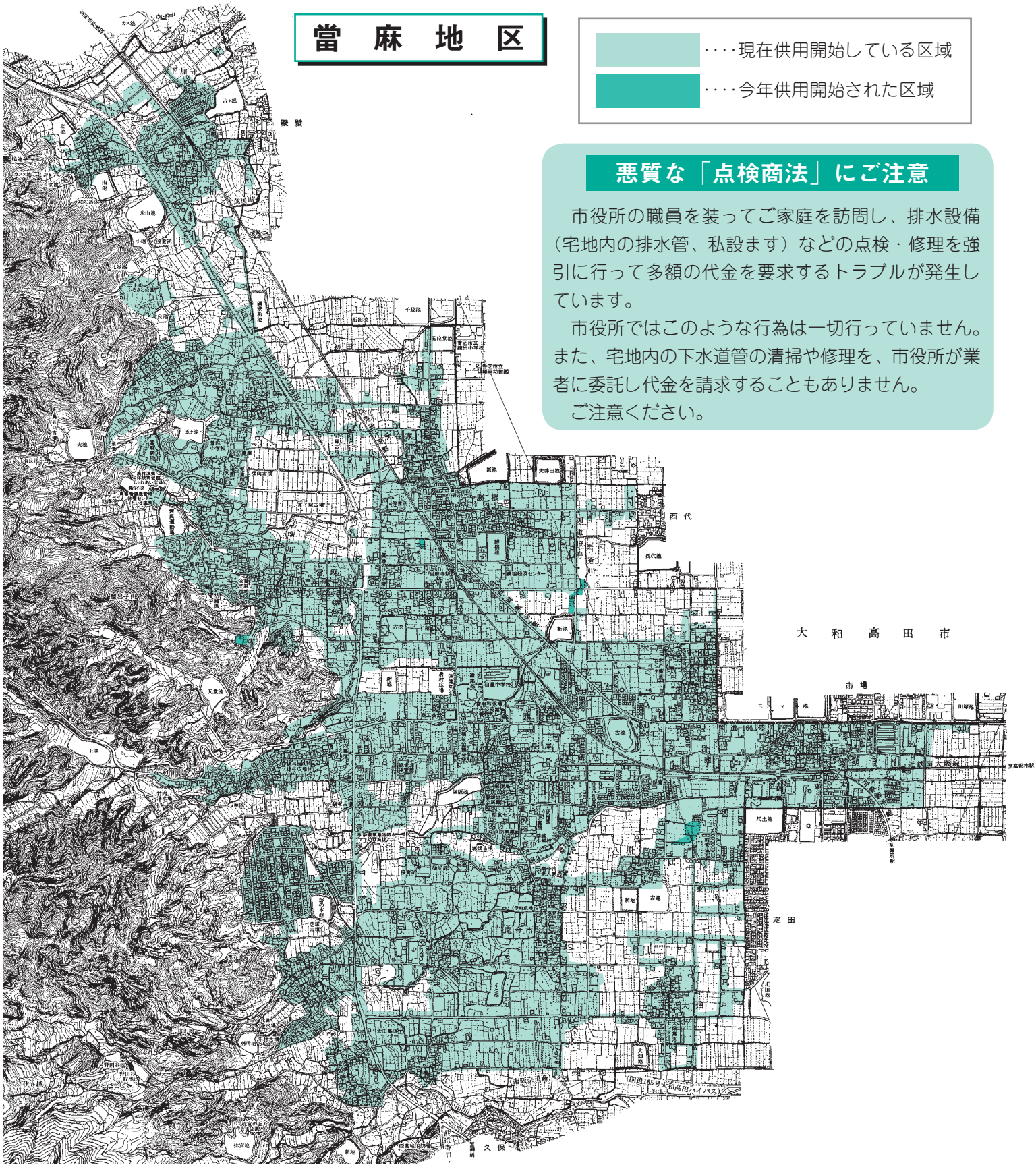


- ····現在供用開始している区域
- ····今年供用開始された区域

### 悪質な「点検商法」にご注意

市役所の職員を装ってご家庭を訪問し、排水設備（宅地内の排水管、私設ます）などの点検・修理を強引に行って多額の代金を要求するトラブルが発生しています。

市役所ではこのような行為は一切行っていません。また、宅地内の下水道管の清掃や修理を、市役所が業者に委託し代金を請求することもありません。

ご注意ください。

# 葛城市人事異動

4月1日付
※（　）内は旧職／課長補佐級以上

**★市長部局**

**【部長級】**▽総務部長（総務部総務財政課長）河合良則▽会計管理者兼会計課長事務取扱（市民生活部長）安川　登▽市民生活部長（会計管理者）森田源千代▽産業観光部長（総務部長）大武勇吉▽都市整備部長（都市産業部長）石田勝朗▽上下水道部長（水道局長）正田貴一

**【課長級】**▽企画部人事課長（企画部秘書課長補佐）吉村孝博▽企画部企画政策課長（総務部収納課長）中嶋正英▽総務部総務財政課長（総務部総務財政課長補佐）山本眞義▽総務部総務財政課主幹（都市産業部管理課長補佐）下村喜代博▽総務部生活安全課長《消防本部次長併任》（本部警防・消防指令担当次長兼本部消防指令課長事務取扱）菊江博友▽総務部収納促進課長（保健福祉部高齢福祉課長）杉村康夫▽市民生活部市民窓口課長（会計課長）坂口徳子▽市民生活部市民窓口課主幹（新庄文化会館館長補佐）西川佳嗣▽市民生活部保険課長（議会事務局総務課長補佐）中嶋卓也▽市民生活部環境課長（水道局工務課長）髙橋一馬▽市民生活部新炉建設準備室長（市民生活部新庄クリーンセンター所長）芳野隆一▽市民生活部新炉建設準備室主幹（市民生活部環境課長補佐）大谷　肇▽市民生活部新庄クリーンセンター所長（総務部税務課長補佐）増井良之▽保健福祉部子育て福祉課長（市民生活部市民課長）山岡加代子▽保健福祉部長寿福祉課長（保健福祉部高齢福祉課長補佐）門口尚弘▽産業観光部農林課長（消防本部総務課主幹）西川　均▽産業観光部商工観光課長（都市産業部管理課長）吉川正隆▽都市整備部都市計画課長（都市産業部都市整備課長）生野吉秀▽都市整備部建設課長（都市産業部下水道課長）中　裕晃▽上下水道部下水道課長（都市産業部下水道課長補佐）松村吉章

**【課長補佐級】**▽企画部人事課長補佐（企画部秘書課長補佐）吉川正人▽企画部人事課長補佐（総務部税務課）東　錦也▽企画部企画政策課長補佐（企画部企画調整課長補佐）和田正彦▽企画部企画政策課長補佐（中央公民館）高谷彰英▽企画部情報推進課長補佐（企画部企画調整課）前村芳安▽総務部総務財政課長補佐（教育総務課長補佐）安川　誠▽総務部税務課長補佐（総務部総務財政課）安川博敏▽総務部収納促進課長補佐（総務部収納課長補佐）吉村泰祐▽総務部収納促進課長補佐（新庄学校給食センター所長補佐）吉井将雄▽会計課長補佐（会計課）中井浩子▽市民生活部市民窓口課長補佐（総務部税務課）岩永睦治▽市民生活部保険課長補佐（市民生活部市民課長補佐）松村昇道▽市民生活部環境課長補佐（市民生活部市民課）井邑陽一▽保健福祉部子育て福祉課長補佐（保健福祉部児童福祉課長補佐）松浦幸恵▽保健福祉部子育て福祉課長補佐（都市産業部商工観光課長補佐）水原正義▽保健福祉部子育て福祉課長補佐（保健福祉部児童福祉課長補佐）中井孝明▽保健福祉部長寿福祉課長補佐（保健福祉部高齢福祉課長補佐）松田和男▽保健福祉部長寿福祉課長補佐（保健福祉部高齢福祉課長補佐）岡　幸子▽保健福祉部長寿福祉課長補佐（都市産業部都市整備課）早田幸介▽産業観光部農林課長補佐（都市産業部産業部農林課長補佐）池原博文▽産業観光部農林課長補佐（都市産業部農林課長補佐）河合忠尚▽産業観光部農林課長補佐（都市産業部農林課）芝　浩文▽産業観光部商工観光課長補佐（水道局業務課長補佐）岸本俊博▽都市整備部都市計画課長補佐（都市産業部都市整備課長補佐）石田勝則▽都市整備部建設課長補佐（都市産業部都市整備課長補佐）奥田久郎▽都市整備部建設課長補佐（都市産業部都市整備課長補佐）木村喜哉▽都市整備部建設課長補佐（都市産業部都市整備課）竹本淳逸▽上下水道部下水道課長補佐（都市産業部下水道課長補佐）西川良嗣

**★水道部局**

**【課長級】**▽上下水道部水道課長（水道局工務課長補佐）川松照武

**【課長補佐級】**▽上下水道部水道課長補佐（市民生活部環境課長補佐）西口昌治▽上下水道部水道課長補佐（水道局業務課）福森伸好

**★議会事務局**

**【課長補佐級】**▽総務課長補佐（保健福祉部高齢福祉課）西川育子

**★教育委員会部局**

**【部長級】**▽教育部長　中尾知好（市民生活部理事）

**【課長級】**▽学校教育課長（教育指導課長）三宅　智▽学校教育課主幹（教育指導課主幹）井上昌典▽中央公民館館長兼新庄文化会館館長兼當麻文化会館館長（都市産業部農林課長）青木若次▽体育振興課長（都市産業部商工観光課長）吉村剛由

**【課長補佐級】**▽教育総務課長補佐（企画部企画調整課長補佐）高津和司▽学校教育課長補佐（教育総務課長補佐）米井英規▽生涯学習課長補佐（都市産業部都市整備課長補佐）吉村恭信▽中央公民館館長補佐兼新庄文化会館館長補佐（中央公民館館長補佐）吉村幾温▽當麻文化会館館長補佐兼新庄文化会館館長補佐（保健福祉部児童福祉課長補佐）森本美起代▽図書館館長補佐（市民生活部新庄クリーンセンター）米田伊佐子

**★消防本部**

**【次長級】**▽本部次長兼本部予防課長事務取扱（本部総務・予防担当次長兼本部予防課長事務取扱）岩井利光▽本部次長（本部警防・消防指令担当次長兼本部消防指令課長事務取扱）菊江博友

**【課長級】**▽消防署長兼本部消防指令課長（消防署長）西川太平

**【課長補佐級】**▽本部総務課長補佐（本部消防指令課長補佐）河合成元▽消防署消防課長（本部消防指令課長補佐）伏見　悟▽消防署予防課主幹（消防署警防課主幹）巽　詳二

**退職者**　3月31日付

▽髙木久雄（教育部長）▽涌田雅弘（企画部秘書課長）▽木村　寛（企画部企画調整課長）▽杉村正春（総務部生活安全課長）▽藤田勝久（市民生活部環境課長）▽中川浩邦（保健福祉部児童福祉課長）▽藤田浩包（中央公民館館長）▽安川清貴（消防本部消防指令課主幹）▽仲嶋秀樹（生涯学習課長補佐）▽庄田克広（當麻クリーンセンター）

◎人事課

# ”子育て支援センター”においでよ！

4月14日(水)から“つどいの広場”が、始まりました。

子育て中の親子が集まり、子どもと一緒に遊んだりお母さん同士交流したりしながら、家と違った場所でゆったりと過ごしています。

子育て支援ボランティアの方も“つどいの広場”に参加してくださり、子どもたちの相手をしたりお母さん方の相手をしたりしながら、それぞれの子育てを温かく見守ってくださっています。

子育て中の皆さん、どうぞ“つどいの広場”に遊びに来てください。

★つどいの広場は、
子育て支援センター（毎週月・水・木曜日）
児童館（毎週水・木曜日）
當麻文化会館(毎週月曜日)
で実施しています。

## ●●● 5～6月の予定 ●●●

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5月 | | | | | | | 1 |
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 30 | 31 | | | | | |

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

■…つどいの広場　■…キンダーランド
■…わんぱくルーム　■…ひよこルーム

**＜お知らせ＞**

◎6月23日(水)の子育て支援センターの“つどいの広場”はお休みです。

※つどいの広場ではお話を楽しむ日と童謡を楽しむ日があります。どこの施設に参加してもらっても構いません。

**お話を楽しむ日　午前10時30分から**
5月10日（月）　當麻文化会館3階
5月12日（水）　磐城児童館
5月19日（水）　子育て支援センター
6月　9日（水）　當麻児童館
6月14日（月）　當麻文化会館3階
6月16日（水）　子育て支援センター

**童謡を楽しむ日　午前10時から**
5月17日（月）　子育て支援センター
6月　7日（月）　當麻文化会館3階

## ファミリー・サポート・クラブ 援助・両方会員交流会をしました

3月12日（金）に以前から会員の方と新たに会員になられた方とが顔合わせをし、交流会をしました。

子どもたちは援助会員さんと一緒に過ごすことを楽しみにしている様子で、自分の家族のように慕う姿が見られたり、利用会員さんも子どもを預けることで安心して仕事が出来ているなどと報告を受けました。

また援助活動を終えて、「利用会員さんから『助かります』という感謝の気持ちを伝えてもらうことで、少しでも子育ての役にたっているのだなという実感を味わわせてもらっています。」と援助活動を続けての思いを交えてお話を聞かせてもらいました。

その後、会員同士和やかに手作りおもちゃを作る研修をしました。

## ファミリー・サポート・クラブ会員募集

**援助会員・利用会員を募集します！！**
**援助会員**…子育てのお手伝いをしてあげようと思われる人
**利用会員**…子育ての助けをしてほしい人

☆利用会員に関しては随時会員登録をしますので、子育て支援センターまたは、子育て福祉課にお問い合わせください。

**【説明会・講習会日程および内容】**
（援助会員は講習会を受けてください）

| | | |
|---|---|---|
| 5/18（火） | 午後1時～ | 説明会（援助会員・利用会員） |
| | 午後1時30分～ | 子どもの事故防止と応急処置について |
| | 午後2時30分～ | 子どもの遊びと手作りおもちゃ |
| 5/24（月） | 午後1時～ | 乳幼児のかかわり方にについて |
| | 午後2時～ | 子どもの病気について |
| 5/26（水） | 午後1時～ | 発達が気になる子どもの理解と支援について |
| | 午後2時～ | 児童（小学生）のかかわり方について |
| 場　所 | 新庄健康福祉センター2階　ボランティア室 | |

**【申し込み受付・問い合わせ】**
5月10日（月）より電話にて申し込みを受け付けます。

◎お問い合わせは、
**子育て支援センター**（新庄健康福祉センター内）
☎（69）5241　FAX（69）5301　まで

# 健康増進課 インフォメーション

健康増進課／新庄健康福祉センター
☎（69）9900

## 葛城市国民健康保険加入者 40 歳以上の方へ、5 月中旬に受診券等をお届けします！！ ～年に 1 度、特定健康診査を受けましょう～

近年、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの「生活習慣病」がますます増えており、これを原因とする死亡者数は全体の 1 ／ 3 にのぼるとされています。これらは、健診を受けて早めに見つけて、早めに食生活などの生活習慣の見直しや適度な運動などで予防できることが分かってきています。

このような背景のもと、各医療保険者に対して 40 歳以上の加入者の方を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査および特定保健指導の実施が義務づけられています。

葛城市では、この特定健康診査の受診対象となる 40 歳から 74 歳までの葛城市国民健康保険に加入されている方に、5 月中旬に「受診券」および「質問票」をお送りします。

同封のパンフレットにある、葛城市内の個別特定健康診査等実施機関、または県内の実施機関で受診することができます。期間は、平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日までとなっております。

また、後期高齢者医療制度に加入されている方にも、上記特定健康診査と同様に「受診券」「質問票」を 5 月中旬にお送りします。

ただし、今年度中に 75 歳の誕生日を迎える方は、健診を受ける前に手続きが必要になる場合がございます。また、平成 22 年 4 月から 5 月の間に 40 歳または、75 歳の誕生日を迎える方は、「受診券」「質問票」の送付が遅くなることがございます。詳しくは、葛城市役所保険課または新庄健康福祉センターへお問い合わせください。

その他に、平成 22 年 4 月 1 日以降に各健康保険への加入または脱退等の異動があった方は、葛城市が実施する健康診査を受診できる場合があります。ご自身が受診できるかどうか確認したいときは、新庄健康福祉センターへお問い合わせください。

## 肝炎治療医療費の助成制度の変更について

奈良県では、平成 20 年から肝炎治療医療費の助成制度を設けていますが、その実施内容が一部変更されました。今回の主な改正点は次のとおりです。

### 1．自己負担限度額（月額）の引き下げ

原則として 1 万円になりました。ただし、上位所得階層（※）の方は 2 万円になります。
（※上位所得階層＝世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 23 万 5,000 円以上の世帯を指します）

### 2．助成対象となる医療の拡大

インターフェロン治療の他に、B 型肝炎患者に対して行われる核酸アナログ製剤治療も助成対象となります。

### 3．制度利用回数の制限緩和等

助成の期間は、原則として同一患者について 1 年間を限度としますが、インターフェロン治療については、一定の条件を満たした方には、あらかじめ申請することにより助成期間の延長が認められます。

また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続の必要を認める場合、あらかじめ申請することにより更新を認められます。

◎助成制度の詳しい内容や、申請の手続方法に関するご質問等は、
**葛城保健所健康増進課感染症係**　☎ 0745（22）1701 へお問い合わせください。

# 地域安全ニュース

## ▽▼ 119コーナー ▲△

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成22年3月中 | 火災… 0件 | 救急… 117件 | 救助… 3件 |
| 平成22年の累計 | 火災… 1件 | 救急… 313件 | 救助… 4件 |

## 平成21年度日本消防協会定例表彰式

去る2月10日　平成21年度日本消防協会定例表彰式が行なわれ、葛城市消防団に竿頭綬授与の栄誉を受けました。この賞は、規律厳正にして技能熟達し、消防の使命達成に努め、その成績抜群の消防団に授与される賞で、これまでの消防団活動を高く評価されたことによるものです。

また、本市消防団副団長の田仲完好氏（新庄）が、功績章を、前第1分団長の吉川天祥氏（新庄）が、精績章を受章されました。これらの方々は消防団員として長年消防業務に勤続され、勤務勉励技能熟達よく、その業務遂行にあたった成績が極めて優秀であったことによるものです。

この栄誉ある受章に対し、心からお喜び申し上げます。

## 葛城市消防団役員構成

**消防団員の退団に伴い、4月1日付で次のとおり役員構成が代わりました。（敬称略）**

| | | |
|---|---|---|
| 団長 | 奥村　喜洋 | |
| 副団長 | 住野　光男 | |
| 副団長 | 田仲　完好 | |
| 副団長 | 西川　昌義 | |
| 第1分団分団長 | 東　義輝 | 副分団長　小柴　弘也 |
| 第2分団分団長 | 吉井　博 | 副分団長　木綿　敏 |
| 第3分団分団長 | 中島　章祐 | 副分団長　上田　雅彦 |
| 第4分団分団長 | 石井　克榮 | 副分団長　斎藤　恵史 |
| 第5分団分団長 | 田中　孝明 | 副分団長　福井　啓藏 |
| 第6分団分団長 | 下村　雅英 | 副分団長　山田　裕清 |

## 5月は「自転車月間」です。

近年の環境問題や健康志向の高まりなどを背景に、自転車に対する関心が高くなっています。

自転車は車道を走行しなければなりませんが、次の場合に限り歩道を走行できます。

**①道路標識等で指定された場合**
**②運転者が児童・幼児等の場合、または70歳以上の方**
**③車道または交通の状況からみてやむを得ない場合**

保護者の方は、児童・幼児（13歳未満の者）を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

**自転車はルールを守って安全運転を心がけましょう。**

## 購入費の補助 - 幼児二人同乗用自転車 -

幼児二人同乗用自転車の普及を促進し、自転車利用者の安全を図るとともに、子育て支援事業の一環として、購入者に対しその費用の一部を補助します。

**◆対象自転車**

平成21年7月1日以降に新車購入した幼児二人同乗用自転車

※申請は1世帯1回のみ

※BAAマーク（社）自転車協会（幼児二人同乗用自転車安全基準認定証）、またはSGマーク（財）製品安全協会（幼児二人同乗用）」が貼付されたもの（オプション設置の座席を含む。）

**◆対象者**

次の要件を全て満たす方

①購入時および申請時に同一世帯において2人以上の幼児（6歳未満）の養育者で、市内に住所を有し、現に居住している方

②購入後1年以内に本交付申請をした方

③本人および同一世帯の方が市税等を滞納していない方

**◆補助金額**

購入価格（消費税含む）の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

※限度額4万円

**◆申請に必要なもの**

①申請書および請求書（市役所新庄庁舎2階　生活安全課にあります）

②領収書（申請者氏名・購入品目の名称が記載された原本でレシートは不可）

③製造メーカー保証書の写し（型番・車体番号・保証期間・申請者の氏名、住所、購入先が明記され、幼児二人同乗用自転車安全基準に適合することが確認できるもの）

④印鑑

◎詳しくは、**生活安全課**まで

# 大雨などの気象警報を市町村ごとに発表します

気象庁では、平成22年5月27日（予定）から、警戒の必要な地域をよりわかりやすくするため、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。例えば、葛城市に災害発生のおそれがある場合には、これまでは、葛城市を含む「北西部」に対して警報・注意報を発表していますが、平成22年5月27日（予定）からは、「葛城市」と明示して発表します。これによりお住まいの場所が警戒の対象となっていることがわかりやすくなります。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒が必要な災害を、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように警報名に併せてお知らせします。

大雨や洪水などの警報は、テレビやラジオなどで放送されます。この際、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でよりわかりやすく伝えるため、これまでどおりの表現で放送される場合があります。

市町村ごとの詳細な内容は、気象庁ホームページ（アドレス http://www.jma.go.jp/）や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト（http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html）をご覧ください。

◎お問い合わせは、奈良地方気象台防災業務課まで
☎0742（22）2556

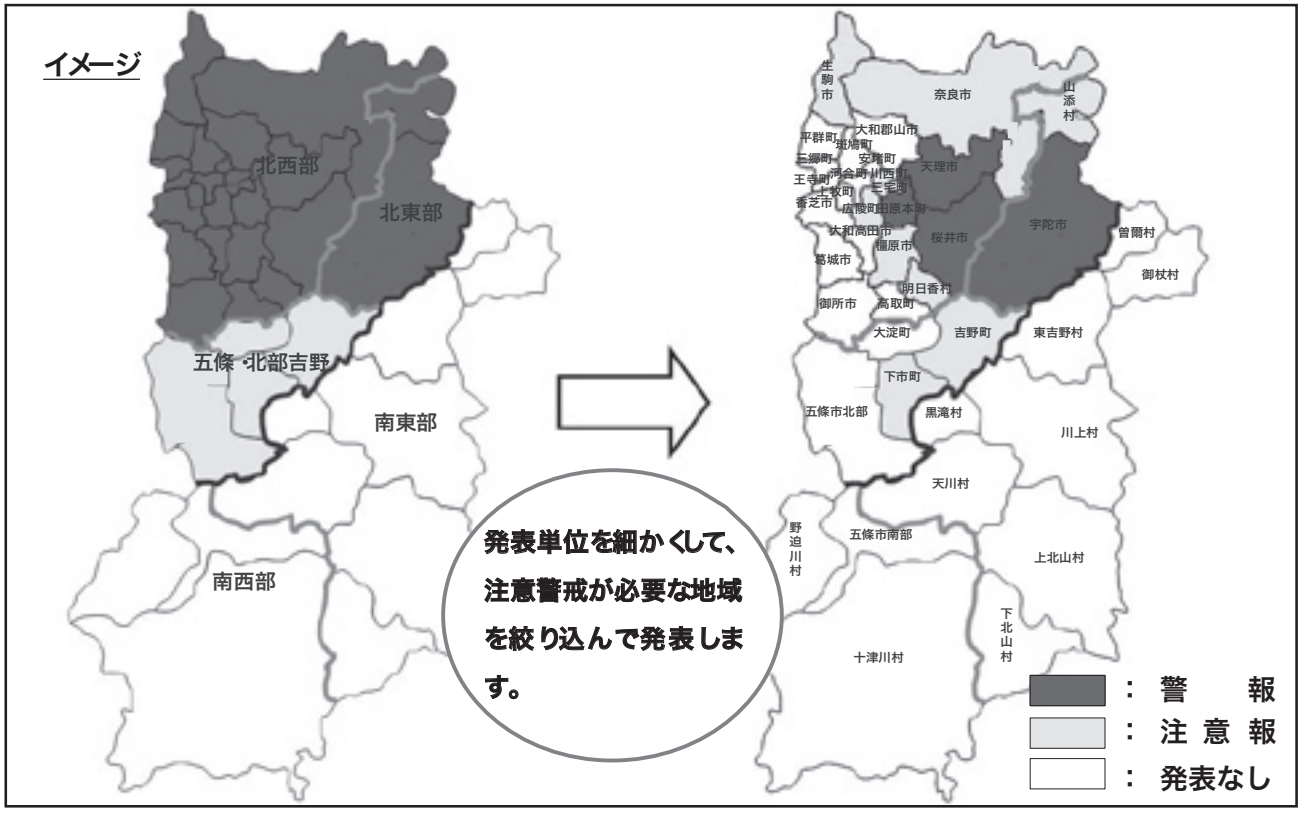


※ 大雨と洪水以外の気象警報・注意報についても市町村名で発表します。

## 春の交通安全県民運動

平成22年春の交通安全県民運動が4月6日から15日の期間、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として県内一斉に行われました。

本市では、期間中の運動として8日の市内各駅前啓発、11日の死亡事故ゼロを目指す日として、交通安全協会高田支部協会、高田地区安全運転管理者協会等各関係機関の協力を得て、啓発物品の配布とともに、交通安全を呼びかける街頭広報啓発を実施しました。

高齢者および子どもの事故防止はもちろん、飲酒運転の撲滅に向け互いに交通ルールの順守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故ゼロを目指しましょう。

◎生活安全課

**毎月 11 日は**
**人権を確かめあう日です**

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部

# 2年間の「人権教育地区別懇談会」を終えて

葛城市では、人権教育推進協議会・人権問題啓発活動推進本部・教育委員会が主催して「人権教育地区別懇談会」を実施してきています。平成20年度と平成21年度の2年間「いのちの尊さを考える」というテーマで葛城市内全地区（44地区）で実施され、多くの市民の方々が参加されました。

小グループに分かれて話し合いが行われましたが、話題として提供されたいくつかの設問の中で、一番多く出された意見は次の設問についてでした。

**【設問】**

TBSラジオ「永六輔その新世界」で永六輔さんが次のような手紙を紹介しました。

ある小学校で、「給食費を払っているから、うちの子には『いただきます』と言わせないでほしい、と学校に申し入れた母親がいた」という手紙でした。この放送をきっかけに、「いただきます」について大論争が巻き起こりました。貴方はこの手紙についてどう思いますか。

**【参加者から出された意見】**

- 給食費をお金だけの問題ではなく、食べ物を頂いている感謝の気持ちを大切にしてほしい。
- 牛、豚、野菜など、食べ物はすべて「いのち」なので、「いのち」を頂いているという感謝の気持ちを大切にしなければならない。
- 昔はお寺などで「いのち」をいただいて生きているという話などを聞いたが、今の子はそういう経験をしていない。
- 「いただきます」と同じように、「おかげさまで」という言葉も家庭内での教育が必要。
- 何でもお金で解決できるという考え方がおかしい。いのちはお金で買えない。
- 給食費を払っていたら「いただきます」を言わなくてもよいという考え方は理解できない。…

など、否定的な意見がほとんどで、この手紙のように「給食費を払っているから、『いただきます』と言わせないでほしい」という意見に賛成するような意見はまったくありませんでした。

**【講師からの指導・助言】**

話し合いで出された様々な意見に対して、話し合いの最後に講師からもいろいろな観点から指導・助言がありました。

ここで、ある講師の意見を紹介します。

ラジオ番組「永六輔その新世界」に寄せられた手紙にもいろいろな意見がありました。「食堂で『いただきます』『ごちそうさま』と言ったら、隣のおばさんに『何で』と言われた。『作っている人に感謝している』と答えたら『お金を払っているのだから、

店がお客に感謝すべきだ』と言われた」という内容のもの。

また、申し入れを支持する手紙も数通あったようです。学校で「いただきます」を言う際、手を合わせることは「宗教的行為だ」、という内容です。「いただきます」と言い、手を合わせるどこが宗教的行為なのでしょうか。公立の学校では特定の宗教についての教育はやらないけれど、宗教的情操は育てなければならないとなっているのです。

永さんは、中華料理店を営む友人の話を紹介しました。その友人は「いただきます」と聞くとうれしいから、お客さんの「いただきます」の声が聞こえたら、デザートを無料で出すサービスをしていた。後日、永さんが「サービスを後悔していないか」と尋ねたところ、「大丈夫です。そんなにいませんから」と言われたそうです。

「いただきます」は料理を作っている人やお米を作っている人に対する感謝の言葉として言うべきだ、と言う人がいますが、料理を作っている人やお米を作っている人に対する感謝の言葉は「ご馳走さまでした」（その食事を提供するために走り回り、苦労していただいたことに対する言葉）でしょう。では「いただきます」は一体誰に対して言う言葉でしょうか。それは生き物の「いのち」をいただき、今日の私の「いのち」を生きさせていただきます、という感謝の言葉だと思います。私たちは生き物の「いのち」に対していくらお金を払ったというのでしょうか。

家庭では大多数の人々が「いただきます」と言っておられると思いますが、外食のときには言わない人が多くなってきているように思います。子どもや孫に「いのちの大切さ」を伝えるためにも、大人が率先して「いただきます」と言いたいものです。

◎人権政策課

# 歴史博物館ガイド

## 【公開講座】『葛城学へのいざない』（第2回）

### 「大和もめん」

◆日　時：5月15日（土）午後2時～
◆講　師：横山浩子氏（奈良県立民俗博物館学芸員）
◆会　場：歴史博物館2階「あかねホール」
◆定　員：100名程度
◆申　込：電話もしくは直接窓口にて受付

## 【春季企画展】『染と織』

江戸時代以降、木綿の主要な生産地であった大和や河内・和泉地域の木綿織物とともに、染めに使った道具なども取りそろえて展示いたします。

◆会　期：5月1日（土）から6月27日（日）まで開催
◆入館料：通常の入館料をいただきます。
◆休館日：火曜日・第2・4水曜日

◎詳しくは、歴史博物館
☎（64）１４１４まで

# 文化会館ニュース

新庄文化会館 ☎（69）4600
當麻文化会館 ☎（48）5000

## ★ お知らせ ★

平成 22 年度

会員募集

## マルベリー友の会

会員募集

**申込受付開始**
**平成 22 年 4 月 1 日**

**年会費 1,000 円**

**有効期間**
平成 22 年 4 月 1 日～
平成 23 年 3 月 31 日

### 会員特典

★マルベリーホール主催の公演チケットが、割引で一般発売の 1 週間前より電話にて先行予約できます。
★割引購入枚数は、1 会員につき 2 枚まで。
（先行電話予約枚数を含む）
★マルベリーホール主催のイベント情報をお送りします。
★當麻文化会館自主事業にも適用します。

●●お申し込み・お問い合わせ●●
新庄文化会館または當麻文化会館

## ステージオペレーター募集

【活動内容・入会資格】
★ステージオペレータークラブは、新庄文化会館の催しにおいて照明・音響・舞台設備等を実際に裏方として担当しています。また、積極的に「ミュージックフェスティバル等」の企画・演出にも携わっていただきます。
こうした舞台芸術に興味があり、一緒に感動を味わってみたい方の参加をお待ちしています。
★ 16 歳以上で性別・経験は問いません。
【申込み・お問い合わせ】新庄文化会館まで

---

### 平城遷都 1300 年祭記念　葛城市民劇団「風塾」14 回定期公演「中将姫物語・異聞」出演者大募集！

葛城市民劇団「風塾」では、歌ものがたり「中将姫物語・異聞」（11 月下旬予定）に出演する方を募集します。
＜募集要項＞
小学校 4 年生から一般（経験・職業不問）●小学生・中学生の方は、夏休みのワークショップに参加していただきます。
**日　時**：7 月下旬～ 8 月末の土・日曜日、午後 1 時～ 5 時
計 10 回予定
**場　所**：中央公民館
**持ち物**：動きやすい服装（スカート・ジーパンは不可）、靴、お茶、タオル
●一般公募の方は、7 月下旬の説明会にご出席ください。
また、夏休みのワークショップへの参加も大歓迎です。
＜応募締め切り＞　6 月 15 日（火）
**応募・お問い合わせ**：新庄文化会館

## ★ 催し物のご案内 （5 月 1 日～ 6 月 7 日） ★

### 新庄文化会館（マルベリーホール）

| 月　日 | 催　し　物 | 入場方法 | 開演時間 | 主催者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 月 16 日（日） | カラオケ発表会 | 無　料 | 9:00 ～ 17:00 | カラオケ喫茶　かよ | 0745-69-5562 |

### 新庄文化会館（展示室）

| 月　日 | 催　し　物 | 入場方法 | 展示時間 | 主催者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 月 2 日（水）～ 7 日（月） | 第 16 回写団葛城写真展 | 無　料 | 9:00 ～ 17:00 | 写団　葛城 | 0745-69-5945 |

### 當麻文化会館（ホール）

| 月　日 | 催　し　物 | 入場方法 | 開演時間 | 主催者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 月 9 日（日） | 葛城市歌謡連合会発表会 | 無　料 | 9:30 ～ | 葛城市歌謡連合会 | ――― |
| 5 月 19 日（水） | 葛城市人権教育研究会総会 | 関係者 | 13:00 ～ | 葛城市人権教育研究会 | 0745-62-2467（忍海小学校） |

＊都合により一部催し物が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
＊準備、リハーサル等での使用に関しては本表に記載しておりません。
＊詳細については主催者にお問い合わせください。

■ は休館日

| | 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6月 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 新庄文化会館 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 當麻文化会館 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |

# 図書館だより

新庄図書館 ☎（69）4646
當麻図書館 ☎（48）6000

## ★ 新着図書のご案内 ★

新着図書は、ほかにもいろいろあります。
紙面に限りがありご紹介できませんが、ご来館の上、ぜひご覧ください。また、ホームページでもご覧いただけます。

①

②

③
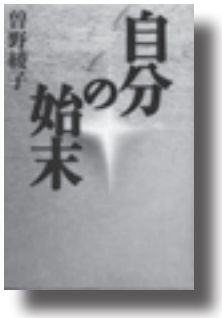


④

⑤

⑥

| | | |
|---|---|---|
| ①おかたづけ風水 | Ｍｒ．リュウ | ●當麻図書館　一般 |
| ②きもの箪笥 | 澤地　久枝 | ●新庄図書館　一般 |
| ③自分の始末 | 曽野　綾子 | ●當麻図書館　一般 |
| ④引き出しの中の家 | 朽木　祥 | ●當麻図書館　児童 |
| ⑤ぼくがまもってあげるね | マーサ・アレクサンダー | ●新庄図書館　児童 |
| ⑥なんでぼくだけこうなるの？ | レーベル・ラースロー | ●新庄図書館　児童 |

## もぐちゃんのイチオシ！

**『もっとうまくなる家庭菜園教室**
**野菜づくり虎の巻　家庭菜園検定委員会（編）』**

野菜を育てる楽しみ、喜びを味わいませんか！
本書は、それぞれの野菜の特徴を解説した虎の巻です。たとえば､「熱帯原産の野菜ならマルチをして植え付ける」など。夏野菜の植え付けは、まだ間に合います！
館長のおすすめコーナー（新庄図書館）では、園芸・家庭菜園の本を揃えています。

## 葛城市子どもと楽しむ本の世界連続講座 第２回参加者募集

**○おはなし講座**

おはなしと、組み合わせて楽しめる絵本・手遊びなどを学びます。

**日　時**：5月30日（日）午後2時～3時30分
**講　師**：中尾（なかお）　幸（さち）さん（竹の子文庫主宰）
**場　所**：當麻図書館研修室　**対　象**：大人　**参加費**：無料

## 図書館クイズ開催

★當麻図書館では、「こども読書の日」にちなみ、図書館に親しんでいただこうと、5月1日から6月29日までの期間図書館クイズを開催します。
★対象は、小学生以下で、参加者には記念品を贈呈しますので、ぜひ挑戦してください。

**問い合わせ先：當麻図書館**

## おはなし会のお知らせ

**★當麻図書館**
**日時**：5月9日（日）午後1時30分～
**場所**：當麻図書館おはなしの部屋
**『小さい子のためのプログラム』**
絵　本…あしたうちにねこがくるの
おはなし…めじか坂のはなし
**『大きい子のためのプログラム』**
おはなし…ついでにペロリ
絵　本…あまがえるりょこうしゃ

**★新庄図書館**
**日時**：5月22日（土）午後2時～
**場所**：新庄図書館おはなしの部屋
**『小さい子のためのプログラム』**
詩…おたまじゃくしはなかないね
絵本…おたまじゃくしの101ちゃん
パネルシアター…ふしぎなたまご
**『大きい子のためのプログラム』**
おはなし…しおちゃんとこしょうちゃん
ほか

＊おはなしが始まるとへやに入れません。時間に間に合うようにお越しください。

■ は休館日
□ は整理休館日

| | 5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6月 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 新庄図書館 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 當麻図書館 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 |

# 情報

（有料広告募集中！）
詳しくは企画政策課まで

**市役所への お問い合わせ**
新庄庁舎 ☎（69）3001
當麻庁舎 ☎（48）2811

## イベント 講座等

### 手話奉仕員養成講座（入門課程）開催

聴覚障害の方の生活や関連する福祉制度などについて理解や認識を深めるとともに、手話で日常生活の会話ができる程度の手話奉仕員を養成することを目的に、次のとおり手話奉仕員養成講座を開催します。

伝えあうことを楽しみながら、手話の基本を身につけてみませんか。興味のある方は、お気軽にお申し込みください。

なお、この入門課程を修了された方は、次年度に開催される基礎課程を、引き続き受講していただくことができます。

◆**対象者**：18歳以上の市内在住、または在勤者
◆**開催場所**：中央公民館
◆**開催期間（予定）**：6月4日（金）から11月12日（金）までの毎週金曜日・全23回（8月13日は除く）
午前10時～正午
◆**受講料**：無料（ただしテキスト代は個人負担）
◆**募集定員**：20名（なお、応募人数が少ない場合は開講出来ないことがありますので、ご了承ください。）
◆**募集期限**：5月25日（火）
※定員になり次第締め切ります
◆**申込先**：社会福祉課
◎詳しくは、**社会福祉課**まで

### 第34回オストメイト個別相談会開催

オストメイトの方（人工肛門、人工膀胱を持っておられる方）は、いろいろな悩み、苦労があると思います。このようなことについて、一人で閉じこもらないで、専門家に、また同憂の先輩と相談して元気になりませんか。

◆**日時・場所**：
①5月18日（火）午前9時から正午
奈良県文化会館 1階 第1会議室
（奈良市登大路町6－2、近鉄奈良駅下車、☎0743（23）8921）
②5月22日（土）午前9時から正午
奈良県社会福祉総合センター2階
ボランティアルーム
（橿原市大久保町320－11、近鉄畝傍御陵前駅下車、
☎0744（26）0233）
◆**相談料**：無料
◆**相談員**：専門看護師、同憂の先輩
◆**対象者**：県内在住のオストメイトの方
◎詳しくは、**（社）日本オストミー協会奈良県支部事務局**
☎0742（49）1839 三田村

### 第36回要約筆記奉仕員養成講座開催（奈良県委託事業）

◆**開催場所**：奈良県心身障害者福祉センター（田原本町宮森）
◆**募集人員**：手書きコース 30人
パソコンコース 20人
◆**応募条件**：パソコンコース
●ノートパソコンを持ち込めること
●1分間に70文字以上入力できること
◆**日程**：
●手書きコース
6月5・12・19・26日／7月3・17・31日／8月21日／9月4・18・25日／10月2日 午後1時30分～4時30分
●パソコンコース
6月5・12・19・26日／7月3・10・24日／8月7・28日／9月11・26日／10月2日 午後1時30分～4時30分
◆**教材費**：2千円
◆**申込先**：〒636－0012
北葛城郡王寺町本町4丁目15－26
FAX 0745（72）7440
上田 牧子
◆**申込方法**：住所、氏名、年齢、☎・FAX、希望コースを明記の上、はがきまたはFAXでお申し込みください。
◆**締め切り**：平成22年5月20日
◆**問い合わせ先**：
☎0745（53）0972 中野 房子

### 市内一斉清掃について

5月16日は、市内一斉清掃の日です。住みよいまちづくりを目指し、自宅周辺を中心とした美化清掃に皆さまのご協力をお願いします。

◎**環境課**


5月15日～21日は **総合治水推進週間**

奈良盆地は水害が起きやすい地形。
だから総合治水対策が必要です。

**総合治水対策とは、・・・。**

河道の整備などの 治水対策 ＋ 降った雨を一時的に貯留する 流域対策

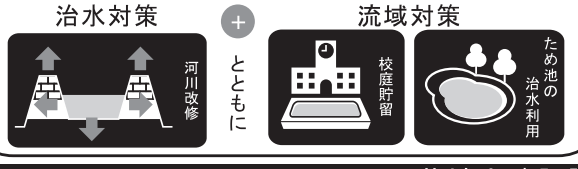


「総合治水」についての資料請求・ご質問などは… 葛城市建設課
または、大和川流域総合治水対策協議会（大和川河川事務所HP内）
http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/outline/chisui/

## 募集

### あなたのキモチを短歌にしませんか
### ～十四回葛城歌壇短歌募集～

葛城市は、万葉歌人柿本人麻呂の生地であり、日本芸術院会員前川佐美雄の出身地として短歌には縁の深い土地です。この二人の偉大な歌人を記念して葛城市の生涯学習の拠点づくりと、短歌のふるさと「葛城」を目指し短歌の募集を行います。

◆**応募方法**：○1人2首以内（自作未発表作品、応募作品の著作権は新庄図書館に帰属します）
○応募用紙または原稿用紙に、作品、住所、名前、年齢、電話番号を記入（漢字には必ずフリガナ）

◆**出詠料**：葛城市内在住者および学生は無料

◆**応募締切**：平成22年8月31日（当日消印有効）

◆**発表会**：平成22年11月6日（土）
葛城市歴史博物館あかねホール

◆**賞**：柿本人麻呂賞・前川佐美雄賞ほか

◆**選者**：英保志郎氏・鏑木正雄氏・筒井早苗氏・松岡裕子氏

◎応募先・お問合せは、**新庄図書館☎（69）4646まで**

## 暮らし

### 吉野川分水の通水について

本年度も吉野川分水の通水が行われます。試験通水は5月10日から14日までと5月17日から19日まで、本通水は6月1日から9月20日までです。

つきましては、通水期間中の事故防止などを図るため、次のようなことについてご協力をお願いします。

◆**吉野川分水幹線水路へ立ち入らないこと。**

◆**水路構造物、特に樋門、土砂ゲート、余水吐（よすいばき）ゲートなどに手を触れないこと。**

◆**水路内へ汚物、木片、石、塵芥、草などを投げ込まないこと。**

◆**地域内の河川は、急激な流量の増減があると思われるので、十分注意すること。**

▽**分水止水予定表**

**（土用干し期間）（6日間）**
7月20日～25日

**（平日止水日）（水・木曜日／計14日間）**
6月23・24・30日
7月1・7・8・14・15日
8月4・5・11・12・18・19日

◎詳しくは、**農林課まで**

## 今月の無料相談

### 人権・行政・心配ごと相談

●日時　5月13日（木）第2木曜日
午前9時～正午
場所　葛城市役所（新庄庁舎）
●日時　5月20日（木）第3木曜日
午前9時～正午
場所　忍海集会所
●日時　5月27日（木）第4木曜日
午前9時～正午
場所　當麻文化会館
◎申込　不要（先着順）
お問い合わせ／
**人権政策課・総務財政課**
☎（69）3001
**社会福祉協議会**
☎（48）3373

### 法律相談

●日時　5月20日（木）第3木曜日
午後1時～4時
場所　葛城市役所（新庄庁舎）
●日時　5月27日（木）第4木曜日
午後1時～4時
場所　當麻文化会館
◎申込　相談（20分）は予約制になっていますので、企画政策課までお申し込みください。
お問い合わせ／**企画政策課**

### 中南和法律相談センター法律相談

◎申込　相談は予約面談制（30分）ですので、必ず奈良弁護士会に電話で事前予約してください。
＊ 日時・場所等は、電話の際ご確認ください。
お問い合わせ／**奈良弁護士会**
☎ 0742(22)2035

### 健康相談

●日時　5月26日（水）
受付　午前10時～11時
場所　新庄健康福祉センター
内容　血圧測定・尿検査など
※ 健康手帳をお持ちの方はご持参ください。
お問い合わせ／**健康増進課**

### 乳幼児健康相談

●日時　5月13日（水）
受付　午前10時～11時
場所　當麻保健センター
●日時　5月27日（木）・28日（金）
受付　午前10時～11時
場所　新庄健康福祉センター
内容　血圧測定・尿検査など
※ 身体測定、保健師・管理栄養士による個別相談
お問い合わせ／**健康増進課**

### 増改築・耐震無料相談

●日時　5月2日（日）・6月6日（日）
午前9時～正午
場所　當麻文化会館団体交流室
連絡先　☎（69）2753
●日時　5月22日（土）
午後1時～5時
場所　中央公民館会議室
連絡先　☎（69）2877
お問い合わせ／**上記連絡先**または**都市計画課**

### 消費者生活相談

「架空請求や悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。
●日時　5月6日（木）および
5月10・17・24・31日（月）
午前10時～正午・午後1時～4時
場所　新庄庁舎2階202会議室
●日時　6月7日（月）
午前10時～正午・午後1時～4時
場所　當麻庁舎1階市民相談室
お問い合わせ／**商工観光課**

平城遷都1300年記念事業　西暦2010年開催　平城遷都1300年記念事業を成功させよう！　http://www.1300.jp/

# 大字紹介（第11回）

人口および世帯数は４月１日現在

## 西室（にしむろ）

**人口**：294人
**世帯数**：97戸

**大字名の由来**：

西室は市役所新庄庁舎がある柿本の北に位置しています。西室の東側を北流する高田川を隔てた東に東室があり、西は北道穂と接しています。

正確な年代はわかりませんが、室町時代に書かれた史料には「ムロ」の注記が見えます。このことから、武士の世の中であった室町時代において、「ムロ」と呼ばれる地名が存在していたことは確かなようです。

明治時代のはじめ、西室・東室・柿本の3カ村が合併して「信濃村」となりましたが、明治13年（1880）頃には各旧村名にもどりました。「信濃」という小字名が西室と柿本にそれぞれ見えます。

## 勝根（かつね）

**人口**：708人
**世帯数**：255戸

**伝説や逸話**：

**○力石**

勝根には、古くから力石（男石、女石）があり、昔の村人はこの石で力自慢を競ったと言い伝えられております。

**○歯神さんの森**

勝根池の堤に歯神さんの森があり、その中に松香石の自然石が一つあります。これが歯神さんで、歯痛をよく治してくださり、歯痛が治ると樹木を1本ずつ植えたので森になったとされ、この木を切ると歯痛がおこると伝えられています。

**主な歴史遺産や名所**：

**○春日若宮神社**

（水を司る神として古代人の崇敬の篤かった天押雲根命を祭神としています。）

**○松香石の自然石**

## 葛城市ふるさと探訪 14

### 『大和木綿（やまともめん）』

江戸時代から昭和中頃にかけて、葛城市域では木綿の栽培がさかんでした。その当時の衣服は、木綿で作られたものが主流でしたから、木綿栽培には二ーズがあったのです。

もっとも、葛城で木綿栽培が活発だったのには、この地域特有の事情もありました。大和盆地は水が不足しがちな地域ですから、水田で米を作るための水を十分に確保しづらかったのです。そこで、その代わりとして綿を作ったという、「苦肉の策」の側面もありました。

さて、栽培された木綿は、糸に加工され、藍で染められ、布に織り上げられました。そうした「染め」や「織り」の技法には、地域ごとの特色があります。大和の場合は「大和絣（やまとがすり）」と呼ばれる、白地にかすり文様の特徴的な着物が作られ、全国的に知られていました。

葛城市博物館では、ただいま、春季企画展『染と織』を開催中です。大和絣のほか、河内産や和泉産の木綿の着物も展示し、大和木綿との違いも感じてもらえる展示になっています。この機会にぜひ、郷土のものづくりの歴史に思いをはせていただくことができると幸いです。

（歴史博物館）

【大和絣の浴衣
（奈良県立民俗博物館蔵）】

平成22年5月1日発行
編集・発行　葛城市役所企画部企画政策課
〒639-2195　奈良県葛城市柿本166番地
☎0745（69）3001
■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。